解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年七月二十三日開催の臨時総会の決議及び平成三十年二月二十一日付け京都府中丹広域振興局長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十日

京都府綾部市光野町遊里ノ本一三番地
光野生産森林組合
代表清算人　志馬　幸治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十月二十五日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十日

香川県坂出市京町一丁目二番二一号
宗教法人黒住教坂出教会所
清算人　高木　正嗣

解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年三月三十日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月十日

福岡県古賀市久保一一九七番地
古賀市高田土地区画整理組合
代表清算人　水野　賢二

配当公告

石川県白山市森島町い八〇番地一一
破産者　満田　利輝

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十九年（フ）第一六一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金一、六五六、〇六九、五五一円
一、配当することのできる金額
　金一一、〇一三、一三四円

平成三十年四月十日

石川県金沢市橋場町六番一九号　坂井法律事務所　破産管財人　弁護士　長澤　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県米沢市大町三丁目一三五四番地、最後の住所山形県米沢市東一丁目一四番五五号
被相続人　亡　鈴木　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日

山形県米沢市中央四丁目一番一〇号
相続財産管理人　弁護士　長岡　克典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県邑楽郡板倉町大字岩田二二〇五番地一、最後の住所群馬県邑楽郡板倉町大字岩田二二〇五番地の一
被相続人　亡　小島　文枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日

群馬県太田市浜町一八―九四福島法律事務所
相続財産管理人　弁護士　福島　龍一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市渋民字愛宕一四番地、最後の住所千葉県船橋市丸山一丁目二〇番四号グリーンヒルズ二〇四号
被相続人　亡　立花　明夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日

事務所千葉県千葉市中央区中央三―一五―六やまちょうビル七階　レークス法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮下　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区大森町五一三番地一、最後の住所千葉県東金市田間六一八番地二　ダイアパレス東金第二　八〇二
被相続人　亡　盛山　豊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日

千葉県千葉市中央区中央四丁目一七番三号
袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　島田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市本町二丁目二三〇八番地、最後の住所千葉県船橋市本町二丁目二九番四号
被相続人　亡　齋藤　勝司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日

事務所千葉県船橋市印内町五九三―一　NST第二ビル七階　西船橋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　戸田　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県大館市字長倉八九番地、最後の住所千葉県市川市新田一丁目二二番三号
被相続人　亡　清水　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日

事務所千葉県船橋市前原東一―五―四アソルティ津田沼三階　徳永法律事務所
相続財産管理人　弁護士　徳永　幸生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区新蒲田一丁目三四番地、最後の住所東京都大田区新蒲田一丁目三番九号
被相続人　亡　上野よしの

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日

事務所東京都江東区東陽二―四―二九マルシンビル七〇五号東葉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前六丁目六八番地、最後の住所東京都江東区毛利一丁目一一番六―三〇一号
被相続人　亡　伊藤　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日

東京都千代田区麹町三丁目三番八号丸増麹町ビル二階鈴木総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　洋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区神宮前六丁目一六五番地、最後の住所東京都江東区木場五丁目六番三六―八〇二号
被相続人　亡　富岡　禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月十日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥原　玲子

第23期決算公告

平成30年3月23日　埼玉県久喜市河原井町17番地
株式会社３Ｒ
代表取締役　宮永　泰延

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	345,314	流動負債	191,271
固定資産	1,733,784	固定負債	210,767
		株主資本	1,676,248
		資本金	84,000
		資本剰余金	40,000
		資本準備金	40,000
		利益剰余金	1,647,728
		その他利益剰余金	1,647,728
		（うち当期純利益）	（14,354）
		自己株式	△ 95,480
		評価・換算差額等	811
		その他有価証券評価差額金	811
資産合計	2,079,098	負債・純資産合計	2,079,098